平成２１年（フ）第１５００号
宮城県亘理郡亘理町逢隈牛袋字境37番地
破産者　北日本精工株式会社
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２５０号
仙台市青葉区国分町３丁目９番19号
破産者　有限会社東光青写眞工業社
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９３号
茨城県行方市手賀4329番地の12
破産者　有限会社クマガイ
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１２５号
茨城県結城市大字結城957番地第１小林アパート５号棟、前住所茨城県結城市大字中156番地
破産者　関根　貞雄
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３１６号
茨城県坂東市岩井1169番地の１
破産者　有限会社立島材木店
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第６３２号
千葉県長生郡長柄町山之郷156番地1433
破産者　有限会社エム・ケイ
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６３３号
千葉県長生郡長柄町山之郷156番地1433
破産者　開米　雅樹
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５６号
千葉市中央区椿森６丁目２番15号
破産者　株式会社エー・アイ・シー
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５７号
千葉市中央区椿森６丁目２番15号
破産者　黒坂　正人
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第７０号
石川県七尾市生駒町14番地乙
破産者　有限会社春周
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第２５８号
福井市甑谷町第28号１番地７
破産者　株式会社ＦＩＣ技術総合研究所
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２５９号
福井市三留町第72号１番地
破産者　株式会社クロカワエンジニアリング
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１６７号
愛知県東海市中央町６丁目221番地
破産者　中部美工株式会社
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２７６号
愛知県半田市港町３丁目１番地の１
破産者　有限会社シンセイワールド
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０２０号
大阪府和泉市幸２丁目８番14―203号
破産者　芳川こと　張　　照子
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９２号
神戸市長田区菅原通７丁目17番地の１
破産者　宝交通株式会社
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６３号
神戸市北区鈴蘭台北町６丁目15番８号
破産者　有限会社岩崎電気
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第６７号
兵庫県揖保郡太子町山田393番地の１
破産者　株式会社稲垣建設
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２０年（フ）第９３号
兵庫県揖保郡太子町矢田部26番地３
破産者　稲垣　昌利
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第７８４号
奈良県生駒郡三郷町信貴ヶ丘１丁目９番４号
破産者　有限会社シームインターナショナル
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１２４号
松江市山代町712番地　市営来美アパート４―403号
破産者　多賀　明子
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１２５号
松江市美保関町森山304番地２
破産者　多賀　光男
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６１号
熊本県熊本市戸島町106番地
破産者　有限会社ニシゾノ工芸
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部